

## 簡易な修繕等受注者登録制度申請要領

《令和6・7・8年度》

### 1 目的

富士宮市が発注する簡易な修繕等の契約について、市内の小規模事業者の受注機会を拡大することにより、市内経済の活性化を図ろうとするものです。

### 2 対象

金額が100万円未満の簡易な修繕及び修理

### 3 受付期間

随時

### 4 提出方法

郵送受付のみ（必着）

〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地  
富士宮市役所4階 契約管理課 契約係 宛て

### 5 申請資格

富士宮市内に主たる事業所を有する法人または個人  
建設業法に基づく許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。  
ただし、以下に該当する者は登録できません。

- (1) 富士宮市が発注する建設工事の請負に係る競争入札参加者に必要な資格に基づく申請がされている者
- (2) 成年被後見人、非保佐人、破産者で復権を得ない者
- (3) 希望する営業種目を履行するために資格、免許等が必要であるが、それらを有していない者
- (4) 市税を滞納している者
- (5) 役員等が暴力団員等（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。）であると認められる者
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められる者
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

### 6 有効期間

受付日から令和9年3月31日まで（3年間）

（2ページ目があります。必ずお読みください。）

## 7 提出書類

- 書類はすべてクリップ止めし、提出してください。
- 市税の完納証明書・非課税証明書は、発行日が申請しようとする日の前から3か月以内のものにしてください。

|   |                    |                                                                                                                     |
|---|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 簡易な修繕等受注者登録申請書     | 市独自様式（第1号様式）                                                                                                        |
| 2 | 簡易な修繕等営業種目分類表      | 市独自様式（第2号様式）                                                                                                        |
| 3 | 誓約書                | 市独自様式（第6号様式）                                                                                                        |
| 4 | 市税の完納証明書もしくは非課税証明書 | 写し可<br>個人・・・市税完納証明書もしくは非課税証明書<br>法人・・・市税（法人）完納証明書<br>《証明書発行先》<br>富士宮市役所1階 <b>収納課</b>                                |
| 5 | 営業資格証明書等の写し        | 免許、資格、許可が必要な業種であれば、それを証するもの<br>※ 設備6「水道施設・受水槽・高架水槽」または設備7「水道機器・便器・浴槽」の登録を希望する場合は、 <u>水道事業指定給水装置工事事業者であることが必要です。</u> |
| 6 | 返信用封筒（受付票返送用）      | 長形3号サイズで、住所・名称を記入し110円切手を貼付してください。                                                                                  |

## 8 その他

**必ずお読み  
ください**

- 登録者は、富士宮市が発注する簡易な修繕等の指名業者の対象となりますが、指名や契約を約束するものではありません。
- 原則として複数の方から見積書の提出をいただき、最低価格の見積を提出した方と契約することになります。見積書は、発注課の指示に従って、速やかに提出してください。見積り内容を審査の上、妥当と判断される場合には、契約を締結することになります。  
なお、見積を依頼されても都合により辞退することは自由です。辞退する場合は、必ず発注課に連絡（電話可）をお願いします。  
※ 見積料金のみの支払いはできませんので、あらかじめご了承ください。
- 富士宮市契約規則やその他の関係法令に基づき信義に従い誠実に履行してください。
- 契約に関して談合等の独占禁止法、刑法その他の関係法令に違反する行為を行い、又は業務に関して不正もしくは不誠実な行為等があった場合は、登録を取り消します。
- 受注した修繕等は自ら履行することを原則とし、一括下請負はできません。
- 富士宮市との取り引き等において、支払いを受ける際の受け取り預金口座の登録をされていない方は、別途「**支払口座登録（変更）申請書**」を提出してください。
- 住所又は所在地など登録内容に変更があった場合は、速やかに、**簡易な修繕等受注者登録事項変更届（第4号様式）**を提出してください。
- 事業を中止又は廃止したときは、**簡易な修繕等受注者登録中止・廃止届（第5号様式）**を提出してください。

《問い合わせ先》

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地 富士宮市役所 総務部契約管理課契約係  
電話 (0544)22-1121 (直通) Fax (0544)22-1142